

## 公立大学法人横浜市立大学福浦キャンパス先端医科学研究棟飲料等自動販売機設置・運営事業者 募集要項

公立大学法人横浜市立大学福浦キャンパス先端医科学研究棟飲料等自動販売機設置・運営事業者（以下「設置事業者」という。）の募集に参加される方は、この募集要項をよく読み、次の各事項をご承知の上、お申し込みください。

### 1 募集の概要

#### (1) 件名

公立大学法人横浜市立大学福浦キャンパス先端医科学研究棟飲料等自動販売機設置・運営

#### (2) 内容

横浜市立大学福浦キャンパス先端医科学研究棟における飲料等自動販売機について、本募集要項及び「公立大学法人横浜市立大学福浦キャンパス先端医科学研究棟飲料等自動販売機設置・運営仕様書」（以下「仕様書」という。）に基づき設置・運営する業務

#### (3) 設置場所、台数

仕様書の通り

### 2 設置事業者の決定方法

本募集要項及び仕様書に記載の内容を満たし、売上手数料の料率が最高の相手方1社を契約予定者とします。

### 3 自動販売機の設置条件

#### (1) 貸付契約について

「自動販売機設置に関する契約書」を締結します。

#### (2) 契約期間

仕様書の通り

#### (3) 貸付料

仕様書の通り

#### (4) 禁止事項

次に掲げる行為を行った場合には、違反事項として契約解除の事由となります。

ア 飲料等自動販売機設置運営以外の用途で使用すること。

イ 設置場所に建物を建設又は工作物を設置すること。

ウ 自動販売機を設置、運営する権利を第三者に譲渡又は転貸すること。

ただし、業務の一部を第三者に委託して実施することを許可します。

エ 設置した自動販売機において酒類・たばこ又はその類似品を販売すること。

#### (5) 売上報告書の提出

飲料自販機ごとの売上本数及び売上金額（税込）をひと月ごとにとりまとめて、翌月15日までに売上報告書により報告することとします。

また、食品自販機の商品分類ごとの月別の売上個数及び売上金額も同様に報告することとします。

#### (6) 設置場所の変更・撤去

自動販売機設置場所を本学が使用する必要が生じた場合には、設置場所の変更又は撤去を要請する場合があります。

#### (7) 現場説明

自動販売機設置場所の確認は可能ですが、本学職員による案内は行わないこととし、関係場所以外への立入りは禁止します。また、屋内設置場所の確認には入館手続きが必要となります。

なお、現状が本募集要項及び仕様書と異なる場合は、本募集要項及び仕様書の記載内容を優先します。

#### (8) その他の条件

詳細については、仕様書を参照してください。

<現状参考>

##### ①福浦キャンパスの概要

学生数 約1,000名、教職員等 約170名、附属病院 約1,200名(キャンパスに隣接)

### 4 応募資格要件

次の要件をすべて満たす設置事業者に限り応募することができます。

ただし、(3)については、第三者に委託することで要件を満たす場合は、第三者も(1)及び(2)の要件を満たすことを前提に応募することができます。

#### (1) 本学又は横浜市から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

(2) 過去3年間に食品衛生法に基づく行政処分を受けていないこと。

## 5 仕様書の配布・質問及び回答について

### (1) 仕様書配布期間・場所

期間：平成30年9月18日（火）から10月2日（火）（平日9時～17時）

場所：横浜市金沢区福浦3丁目9

横浜市立大学福浦キャンパス先端医科学研究棟 5階事務室

### (2) 質問受付期間

平成30年9月18日（火）から9月25日（火）まで

### (3) 質問書提出方法

質問書（様式自由）は電子メールのみで受け付けますので、質問書には回答を受け取れる電子メールアドレスを記載してください。（送付先電子メールアドレスは、仕様書に記載します）

### (4) 回答予定日

平成30年9月27日（木）までに、電子メールで回答します。再質問は認められません。

## 6 見積書の提出について

応募に参加する設置事業者は、以下の日時までに持参もしくは郵送で見積書を提出してください。

見積書の日付は、平成30年10月3日（水）としてください。

日時・場所

平成30年10月3日（水）17時まで

〒236-0004 横浜市金沢区福浦3丁目9 先端医科学研究棟 5階事務室

## 7 契約手続等

### (1) 契約条項

別添「自動販売機の設置に関する契約書」（標準契約書）を参照してください。

### (2) 契約の締結及び方法

平成30年11月1日までに、自動販売機の設置に関する契約書の記名押印をもって契約を締結します。

ア 契約の締結及び履行に関する費用については、全て設置事業者の負担とします。

イ 契約者の名義は、落札者名義で行います。

## 8 設置事業者の決定取消

次のいずれかに該当する場合は、設置事業者としての決定を取り消します。

(1) 正当な理由なくして、指定する期日までに契約締結手続を行わなかったとき

(2) 設置事業者が応募参加者としての資格を失ったとき

(3) その他設置事業者が本件契約の相手方として不適当と認められる場合

## 9 自動販売機設置の手続き等

契約締結後、設置事業者には平成30年11月1日（予定）から設置場所で飲料等自動販売機設置運営業務を開始できるよう、自動販売機設置のための準備を行っていただきます。

現在設置している自動販売機は、平成30年10月1日以降すみやかに撤去する予定です。

## 10 その他

手続において使用する言語及び通貨

ア 言語 日本語

イ 通貨 日本国通貨

### 【問い合わせ先】

公立大学法人横浜市立大学 研究企画・産学連携推進課

〒236-0004 横浜市金沢区福浦3丁目9

担当：安藤

電話：045-787-2529 FAX：045-787-2509

E-mail：k\_ando@yokohama-cu.ac.jp